

令和6年第5回太子町議会定例会（第511回町議会）会議録（第1日）

令和6年11月29日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 諮問第3号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 6 承認第5号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）)
- 7 承認第6号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）)
- 8 議案第51号 令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）
- 9 議案第52号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第53号 令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第54号 令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第55号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 13 議案第56号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 14 議案第57号 備品購入契約の締結について（電子計算機器等）
- 15 議案第58号 備品購入契約の締結について（住基ネットシステム機器）
- 16 議案第59号 姫路市及び太子町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約について
- 17 議案第60号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 18 議案第61号 長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第62号 太子町重症心身障害者福祉年金条例を廃止する条例の制定について
- 20 議案第63号 太子町工場立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第64号 太子町体育協会の名称変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 22 議案第65号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 諮問第3号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 6 承認第5号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）)
- 7 承認第6号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）)
- 8 議案第51号 令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）
- 9 議案第52号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第53号 令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 11 議案第54号 令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第55号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 13 議案第56号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 14 議案第57号 備品購入契約の締結について（電子計算機器等）
- 15 議案第58号 備品購入契約の締結について（住基ネットシステム機器）
- 16 議案第59号 姫路市及び太子町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約について
- 17 議案第60号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 18 議案第61号 長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第62号 太子町重症心身障害者福祉年金条例を廃止する条例の制定について
- 20 議案第63号 太子町工場立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第64号 太子町体育協会の名称変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 22 議案第65号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

1 番	吉 田 智 子	2 番	山 本 順 久
3 番	玉 田 晶 久	4 番	桑 名 幸 夫
5 番	出 原 賢 治	6 番	森 田 哲 夫
7 番	玉 田 正 典	8 番	中 薮 清 志
9 番	堀 卓 史	10 番	藤 澤 元之介
11 番	首 藤 佳 隆	12 番	北 川 嘉 明
13 番	中 島 貞 次	14 番	清 原 良 典
15 番	松 浦 崇 志		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	田 中 秀 彦	書 記	蛭 井 のり子
書 記	免 田 和佳奈		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	沖 汐 守 彦	副 町 長	榮 藤 雅 雄
教 育 長	糸 井 香代子	総 務 部 長	森 文 彰
生活福祉部長	嶋 津 一 弥	経 済 建 設 部 長	富 岡 泰 造
教 育 次 長	福 井 照 子	財 政 課 長	池 田 誠
監 査 委 員	村 瀬 敏 紀		

議長挨拶

○議長（松浦崇志） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

師走を目前にして何かと御多忙の中、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和6年第5回太子町議会定例会（第511回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。

さて、現在取り組んでおります議会改革の一環として、今期定例会は本会議並びに委員会ともに服装の自由化を試験実施しております。これは性別や年齢、障害の有無にかかわらず多様性を

認め合うこと、また議会を身近に感じていただくことで特に女性や若者など、多様な人材の議会への参画を促すことなどの趣旨があります。どうぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今期定例会は人事案件をはじめ、条例の制定、補正予算など、いずれも重要な案件を御審議いただくこととなっております。議員各位におかれましては慌ただしい年末を控え殊のほか御多用のことと存じますが、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、誠に簡単措辞ではございますが開会の挨拶といたします。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和6年第5回太子町議会定例会（第511回町議会）が開会されるに当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

令和6年もあと一月余りとなり年末の慌ただしい時節を迎えようとしておりますが、議員各位におかれましては公私ともに御多用なところ、御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。また、平素は町行政の進展に御理解、御協力を賜っておりますことに改めて深く感謝を申し上げます。

さて、今期定例会におきましては人事に関する諮問案件1件、承認案件2件、補正予算案件6件、契約案件2件、条例案件6件、その他1件、また後日追加で提出させていただく予定の補正予算案6件、条例案件2件の合わせて26件の議事につきまして御審議をお願い申し上げるものがあります。提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、定例町議会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

~~~~~

（開会 午前10時01分）

○議長（松浦崇志） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和6年第5回太子町議会定例会（第511回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松浦崇志） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、桑名幸夫議員、出原賢治議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（松浦崇志） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月20日までの22日に決定しました。

～～

日程第3 諸般の報告

○議長（松浦崇志） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等18件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第199条の規定に基づき定期監査結果報告書、地方自治法第235条の2の規定に基づき令和6年度8月分及び9月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員等から組合議会等の報告書が提示されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、令和6年第4回定例会において議決された議員派遣について、派遣された議員から報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち村瀬敏紀監査委員には本日のみ、山崎将企画政策課長、栗田政知総務課長、藏屋一彦社会福祉課長、山本雅子高年介護課長、栗岡秀成産業経済課長、佐々木信人上下水道事業所長、熊谷恵之社会教育課長には、定例会3日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

～～

日程第4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（松浦崇志） 日程第4、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から、9月25日、10月1日、10月8日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

～～

日程第5 諮問第3号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

○議長（松浦崇志） 日程第5、諮問第3号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 諮問第3号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員の中村薫氏の委嘱期間が令和7年6月30日付をもって任期満了となります。中村氏は平成25年7月1日より人権擁護並びに相談業務に熱意を持って活動していただいておりますので、引き続き中村氏を推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町議会の意見を求めるものであります。中村氏の経歴は参考資料のとおりでございます。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は原案のとおり推薦することに決定しました。

~~~~~

日程第6 承認第5号 専決処分したものにつき承認を求めることについて（令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号））

○議長（松浦崇志） 日程第6、承認第5号専決処分したものにつき承認を求めることについて（令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 承認第5号専決処分したものにつき承認を求めることについて説明を申し上げます。

今回の令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）は、兵庫県知事失職に伴い知事選挙の執行経費の確保が必要となったため、令和6年9月30日に専決処分したものであります。

その内容は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,251万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ141億9,689万1,000円としたものでございます。

歳入予算の補正内容は、県支出金、総務費委託金の追加であります。

次に、歳出予算の補正内容は、期日前投票立会人報酬、事務従事者手当、その他選挙執行事務経費などの追加であります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御承認いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、承認第5号は原案のとおり承認することに決

定しました。

~~~~~

日程第7 承認第6号 専決処分したものにつき承認を求めることについて（令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号））

○議長（松浦崇志） 日程第7、承認第6号専決処分したものにつき承認を求めることについて（令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 承認第6号専決処分したものにつき承認を求めることについて説明を申し上げます。

今回の令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）は、衆議院の解散に伴い衆議院議員総選挙の執行経費の確保が必要となったため、令和6年10月9日に専決処分したものであります。

その内容は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,352万9,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ142億1,042万円としたものでございます。

歳入予算の補正内容は、県支出金、総務費委託金の追加であります。

次に、歳出予算の補正内容は、期日前投票立会人報酬、事務従事者手当、その他選挙執行事務経費などの追加であります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御承認いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 この承認第5号と承認第6号でそれぞれ歳入歳出の金額が違うのですが、ほぼ同じ内容だったと思うのですが、この金額の違いについて説明を求めます。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 知事選挙と衆議院議員総選挙、告示、公示から選挙日の間の選挙期間が異なるということで、それぞれの期日前投票に関する人件費であるとか、あと投開票につきましても衆議院議員総選挙は3つ、それから知事選挙は1つというようなところで人件費がやはり異なっておりますので、大きくはそういったところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 先ほどの県知事選挙の予算と今回のこの予算、それぞれポスター掲示板設置・撤去等委託料が同額計上されておりますが、これは通常でしたらどうなるのですか。今回はポスター掲示板を増設したという事情があったかと思いますが、その辺について御説明をお願いします。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） おっしゃるとおり、結果といたしましては知事選挙は増設が何回かありました。しかしながら、この予算を上げる段階におきましては増設はなくて、当初のポスター掲示の設置・撤去、1回ずつというようなことで考えておりますので、当初のこの専決の予算上

は同じような額が上がっているということでございます。

以上です。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

お諮りします。

本日の日程第8、議案第51号から日程第22、議案第65号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

#### 日程第8 議案第51号 令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）

○議長（松浦崇志） 日程第8、議案第51号令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第51号令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費や事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ2億6,848万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を144億7,890万5,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入の追加と町債の減額であります。

次に、歳出予算におきましては、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、教育費の追加と議会費、総務費、消防費、公債費の減額であります。なお、繰越明許費として翌年度に繰り越して使用できる経費を2事業設定しております。また、地方債の補正として道路橋梁事業の限度額を変更しております。

詳細につきましては総務部長が説明を申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） それでは、議案第51号令和6年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）について詳細を説明申し上げます。

まず、人件費の補正は時間外勤務手当の増額のほか、人事評価結果に応じた勤勉手当及び昇給への反映などの結果、総額は492万1,000円の増額となっております。なお、人件費に係る科目ごとの説明は省略させていただきます。

それでは、歳出から説明いたします。

16ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目8電子計算機費、節10需用費32万8,000円の減額は、トナー等の消耗品の購入を見送ったことによるもので、節13使用料及び賃借料142万8,000円の減額は、ガバメントクラウド早期移行団体検証事業に採択されたことにより今年度のガバメントクラウド使用料が国負担となったことや生成AIシステムの導入時期を遅らせたこと及び通信環境の整備に係る使用料の減額でございます。節17備品購入費1,173万6,000円の減額は、電子計算機器の更新に係る契約残額等でございます。

目13基金費100万円の追加は、企業版ふるさと応援寄附金の受入れに伴う積立金でございます。

款3民生費、18ページの項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節12委託料3万6,000円の追加及び節18負担金、補助及び交付金40万6,000円の追加は、社会福祉協議会への町職員派遣による人件費の増額分等を補正するものでございます。節22償還金、利子及び割引料102万6,000円の追加は、前年度事業費の精算による返還金であり、他の各科目における返還金も同様のものがございます。節27繰出金と目2老人福祉費、節27繰出金及び目4後期高齢者医療費、節27繰出金は、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計における補正に伴うものでございます。

目5障害者福祉費、節18負担金、補助及び交付金801万2,000円の追加は、重症心身障害児を主たる対象者とした通所デイサービスを町内で初めて運営する法人に対しまして1年限定で運営費を支援するものでございます。節19扶助費9,843万7,000円の追加は、居宅介護などの利用者の増加により給付費を追加するものでございます。

目6障害者医療費、節11役務費4万8,000円の追加及び節19扶助費397万4,000円の追加は、受診者の増加によるものでございます。

20ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節12委託料23万1,000円の追加は、委託先である社会福祉協議会の人件費見直しによるもので、節19扶助費38万7,000円の追加は、事業利用者の増加によるものでございます。

目4母子家庭等医療費、節11役務費2万4,000円の追加及び節19扶助費156万円の追加は、受診者の増加によるものでございます。

目5児童措置費、節19扶助費1,707万9,000円の追加は、放課後等デイサービスなど利用者の増加により給付費を追加するものでございます。

目6乳幼児等医療費、節19扶助費202万8,000円の追加は、受診者の増加によるものでございます。

目9放課後児童健全育成事業費、節10需用費、光熱水費45万9,000円の追加は、決算見込みによる不足額を計上しており、他の各科目における光熱水費も同様のものがございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、22ページをお願いいたします。

節27繰出金2万7,000円の減額は、水道事業会計における人件費の補正に伴うものでござい

す。

目 2 予防費、節17備品購入費70万円の追加は、指定寄附金を活用し血管年齢測定器を更新するもので、節19扶助費110万4,000円の追加は、帯状疱疹ワクチン等の接種者の増加により接種費用を助成するものでございます。

目 3 母子衛生費、節19扶助費 8 万円の追加は、償還払いにより 1 カ月健診を受診した者への助成金を補正するものでございます。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費、節18負担金、補助及び交付金のうち機構集積協力金交付事業補助金381万1,000円の追加は、阿曾地区の農地において農地中間管理機構に貸し出された農地の面積に応じて交付する地域集積協力金でございます。また、未整備農地集積奨励支援事業補助金303万円の追加は、農地中間管理機構から未整備の農地を借り受けた農業法人や個人を支援するものであり、これらは全て県の補助金が財源となっております。

目 5 農地費、節10需用費 1 万7,000円の追加は、県補助金を活用するもので、節18負担金、補助及び交付金548万5,000円の追加は、松尾地区の農地に農業用水を供給するため、幹線水路の老朽化対策を補助するものでございます。

款 8 土木費、24ページをお願いいたします。

項 4 都市計画費、目 2 下水道事業費、節27繰出金6,000円の追加は、下水道事業会計における人件費の補正に伴うものでございます。

款10教育費、項 1 教育総務費、目 3 教育振興費、節18負担金、補助及び交付金120万円の追加は、決算見込みによる小・中学校対外文化・運動競技等大会選手派遣補助金の追加でございます。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費、節10需用費82万5,000円の追加は、消防設備点検の結果による不良箇所を改修するものでございます。節14工事請負費107万8,000円の追加は、肢体不自由児の進学に備え太田小学校北館の階段に手すりを整備するものでございます。

26ページをお願いいたします。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費、節10需用費18万3,000円の追加は、小学校費と同様、消防設備を修理するものでございます。

項 5 社会教育費、目 3 青少年教育費、節18負担金、補助及び交付金23万4,000円の追加は、揖龍少年育成センターからの通知に基づき補正するものでございます。

目 5 文化財保護費、節12委託料20万1,000円の追加及び節13使用料及び賃借料37万4,000円の追加は、調査件数の増加に伴い発掘調査や測量費用を追加しておるものでございます。

目 7 会館管理費、節13使用料及び賃借料42万円の追加及び節18負担金、補助及び交付金157万円の減額は、当初予定していた兵庫県公共施設予約システムの導入を見送り、現行システムの契約を 3 月まで延長するため、補正するものでございます。

28ページをお願いいたします。

項 6 保健体育費、目 1 保健体育総務費、節18負担金、補助及び交付金20万円は、全国大会の出場者の増加に伴い各種大会選手派遣補助金を追加するものでございます。

目 2 体育館費、節10需用費45万7,000円のうち修繕料20万円の追加は、トレーニング機器や施設の修繕を行うものでございます。

目 4 給食センター費、節10需用費119万7,000円の追加は、給食用精米の価格高騰により補正するものでございます。

款12公債費、項 1 公債費、目 1 元金32万9,000円の減額及び目 2 利子249万2,000円の減額は、利率見直し方式により発行した地方債の利率変更などに伴うものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、歳出予算の各費目で説明申し上げました事業費の追加や過年度精算に伴う補正でございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、学校給食管理システムの標準化対応改修業務に係る補助金の交付決定によるものでございます。

目2民生費国庫補助金から款16県支出金、項1県負担金、項2県補助金までの各項目の補正につきましては、歳出予算の各費目で説明を申し上げました事業費補正や交付決定等に伴うものでございます。このうち目1総務費県補助金の躍動する兵庫応援事業補助金800万円は、県に事業採択された地域創生の取り組みに対する交付金で、補助率は2分の1でございます。なお、当初予算に計上した道路維持費や総合公園管理費などに財源更正を行っております。

14ページをお願いいたします。

款18寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金100万円の追加は、魅力づくり事業の充実に対する法人からの企業版ふるさと応援寄附金でございます。

目2衛生費寄附金60万5,000円の追加は、健康増進事業の充実に対する法人からの寄附金でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1億5,161万8,000円の追加は、今回の補正予算における財源調整でございます。

款21諸収入、項3雑入、目2雑入、節2民生費雑入2万8,000円の追加は、子育て家庭ショートステイ事業の利用増を見込むものや事業者の請求誤りなどによる返還金でございます。節3衛生費雑入5万3,000円の追加は、派遣職員の人件費の補正に伴うものでございます。

款22町債、項1町債、目4土木債310万円の減額は、対象事業の精査及び躍動する兵庫応援事業補助金に採択されたことに伴い借入れを見送るものでございます。

最後に6ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費は、事業の進捗状況により道路パトロール車購入事業、網干線外道路整備事業の2つの事業を設定しております。

第3表の地方債補正は、土木債の補正に合わせまして限度額を変更するものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第9 議案第52号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（松浦崇志） 日程第9、議案第52号令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第52号令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ6万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億5,518万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金の追加であります。

歳出予算におきましては、諸支出金の追加と総務費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第52号令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、節2給料を10万4,000円、節3職員手当等を21万6,000円、節4共済費を36万2,000円、節18負担金、補助及び交付金におきまして1,000円を人件費補正として減額しております。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金につきましては、令和5年度保険者努力支援交付金の実績精算による償還金74万7,000円を追加しております。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、節3職員給与費等繰入金におきまして、先ほど歳出の一般管理費のところで説明いたしました職員人件費分68万3,000円を減額したことにより、その同額を減額しております。節6財政安定化支援事業繰入金は、令和6年度普通地方交付税の交付額の確定によりまして636万7,000円を減額しております。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出予算の財源調整といたしまして711万4,000円を追加しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第10 議案第53号 令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（松浦崇志） 日程第10、議案第53号令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第53号令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ1,883万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億6,716万6,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金の追加であります。

歳出予算におきましては、総務費、保険給付費、地域支援事業費の追加と基金積立金の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第53号令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、歳出のほうから説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費におきまして、節2の給料ほかで職員人件費を52万2,000円追加してございます。節12の委託料につきましては、令和7年度の介護報酬改定等に対応するため、システム改修委託料297万円を追加しております。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費につきましては、これまでの実績を昨年度と比較いたしましてサービス利用者が当初より上回ると見込まれることから、目1介護予防サービス給付費に1,545万2,000円、目5介護予防サービス計画給付費に237万2,000円を追加しております。

款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費につきましても、これまでの実績を昨年度と比較いたしましてサービス利用者が当初より上回ると見込まれることから、目2の通所型サービス費のうち通所介護相当サービス事業費負担金に349万5,000円を追加しております。

14ページをお願いいたします。

款4基金積立金につきましては、歳入歳出の財源調整によるもので597万3,000円を減額しております。

次に、歳入について申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目6介護保険事業補助金につきましては、先ほど歳出で申し上げました介護保険システムの改修費用に係る補助金で、補助率は2分の1でございます。

款4国庫支出金につきましては、歳出で申し上げました款2保険給付費及び款3の地域支援事業費の事業費追加に伴う補正でございます。

款5の支払基金交付金、款6の県支出金及び款8の繰入金も、同様に給付費等の追加に伴う歳入の補正でございます。

以上で議案第53号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第11 議案第54号 令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（松浦崇志） 日程第11、議案第54号令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第54号令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額からそれぞれ401万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億9,085万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、諸収入の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算におきましては、保健事業費の追加と総務費、後期高齢者医療広域連合納付金の減額

であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第54号令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、職員手当を9,000円、市町村職員共済組合負担金を2,000円減額しております。

款2の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合分賦金が令和5年度の広域連合一般会計決算におきまして決算剰余金が発生し、令和6年度へ繰り越しましたので市町負担金の納付に関する要綱第6条の規定によりまして、令和6年度の市町共通経費負担金と相殺したため、220万5,000円を減額しております。

次に、保険基盤安定繰入金納付金につきましては、令和6年度の保険基盤安定負担金が確定したため、218万円を減額しております。

款3の保健事業費につきましては、令和5年度高齢者保健事業の実績報告、その精算による返還金が発生したため、償還金を38万4,000円追加しております。

次に、歳入について説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金の事務費繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整を行うため、183万8,000円の減額、保険基盤安定繰入金につきましては、令和6年度の保険基盤安定負担金の確定により218万円を減額しております。

款6の諸収入につきましては、後期高齢者医療広域連合からの年次被保険者証の納品が遅延いたしまして、このことによりまして発生しました経費を負担してもらえということになったため、年次被保険者証発送事務手当金といたしまして6,000円を追加しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第55号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（松浦崇志） 日程第12、議案第55号令和6年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第55号令和6年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正であります。

まず、第2条におきまして、収益的収入の款1事業収益から2万7,000円を減額し、総額を5億2,726万3,000円としております。また、収益的支出の款1事業費用に149万円を追加し、総額を5億3,966万8,000円としております。

次に、第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の総額を8,723万5,000円に改めております。

最後に、第4条は、他会計からの補助金の額を379万4,000円に改めております。

慎重に御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第56号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（松浦崇志） 日程第13、議案第56号令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第56号令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と債務負担行為の設定であります。

まず、第2条におきまして、収益的収入の款1下水道事業収益に6,000円を追加し、総額を12億9,875万5,000円としております。また、収益的支出の款1下水道事業費用に113万3,000円を追加し、総額を12億4,331万9,000円としております。

次に、第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の総額を3,317万8,000円に改めております。

第4条は、債務負担行為を設定するために当初予算の条文構成を改め、雨水1.4号幹線整備事業の債務負担行為に係る条文を新たに追加しております。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議案第56号令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

主な内容としましては、人件費の補正及び債務負担行為の設定でございます。

まず、1ページ目を御覧ください。

第2条収益的収入の第1款下水道事業収益は6,000円を追加し、総額を12億9,875万5,000円としてございます。また、収益的支出の第1款下水道事業費用は113万3,000円を追加し、総額を12億4,331万9,000円としてございます。

次に、第3条は、現予算第7条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を収益的支出の補正に伴い3,317万8,000円に改めた上で、債務負担行為を設定するために当初予算の条文構成を改めるものでございます。

次に、第4条は、雨水1.4号幹線整備工事に係る工事監督員の現場技術補佐業務について、工事期間が令和7年度にわたる見通しとなり、本工事完了後に水道管復旧工事等の発注と一連の流れで工事監理を行い、円滑な技術進捗を図ることを目的に翌年度にわたる委託期間の延長のため、債務負担行為を設定するものでございます。なお、債務負担行為に関する調書を5ページ目に掲載してございます。

最後に、人件費の補正の詳細につきまして4ページを御覧ください。

収益的収入の目他会計負担金につきまして、基礎年金拠出金の相当額を6,000円追加してございます。

収益的支出の目管渠費111万円の追加及び総係費2万3,000円の追加につきましては、正規職員

に係る給与、手当、法定福利費及び退職手当組合負担金の補正でございます。

以上で議案第56号令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）の詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第14 議案第57号 備品購入契約の締結について（電子計算機器等）**

○議長（松浦崇志） 日程第14、議案第57号備品購入契約の締結について（電子計算機器等）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第57号備品購入契約の締結について（電子計算機器等）について説明を申し上げます。

現在の庁内ネットワーク及びセキュリティーシステムは、平成28年度から平成29年度にかけて構築したものであります。一般的に5年から6年程度で更新をするものですが、保守延長もしくは保守を終了させて使用しております。このたびサーバーやネットワーク機器の更新を行うとともに職員の利便性を向上させつつ、セキュリティーを確保した上でシステムを構築するものであります。今回購入する備品の内訳は、仮想基盤サーバー2台、セキュリティーを担うUTM装置2台、仮想基盤サーバーのストレージ1台、ネットワーク機器2台、バックアップ用のストレージ1台、無停電電源装置3台であります。令和6年8月7日にプロポーザル審査により、ネットワーク機器等の納入を含めたシステム構築業者を一般社団法人日本管理者支援機構に決定し、このたび備品として機器を購入するに当たり2,147万7,500円で締結するものであります。

慎重に御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第15 議案第58号 備品購入契約の締結について（住基ネットシステム機器）

○議長（松浦崇志） 日程第15、議案第58号備品購入契約の締結について（住基ネットシステム機器）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第58号備品購入契約の締結について（住基ネットシステム機器）について説明を申し上げます。

住基ネットシステム機器は平成14年8月の一時稼働以来、システムの安定運用のために定期的に機器更改を実施してきております。現在使用している機器は第3回標準更改期間に合わせまして令和元年度に更改したものであります。このたび第4回標準更改期間が令和6年11月から令和7年11月に設定されたことを踏まえまして、本期間中に機器を更改したいということであります。このたびの備品購入契約により住基ネットシステム機器類を全て更改する予定であり、その内訳はCSサーバー1台、統合端末4台、その他附属品であります。物品購入につきましては、令和6年10月29日に指名競争入札を執行した結果、OEC株式会社に792万円で契約したものであります。

慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第１６ 議案第５９号 姫路市及び太子町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約について

○議長（松浦崇志） 日程第16、議案第59号姫路市及び太子町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第59号姫路市及び太子町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約について説明を申し上げます。

現在、播磨圏域で締結している当該連携協約において、令和7年度から令和11年度にかけて連携して取り組む事業や経済成長戦略の方向性について示した第3期播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンの作成を進めております。当該第3期ビジョンにおきましては、デジタルインフラ整備やデジタル技術を活用した介護分野の新たな連携を行うに当たり、現在締結している連携協約の一部を変更するものであります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第59号姫路市及び太子町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約について詳細説明を申し上げます。

協約の構成に関することといたしまして、連携を図る事務を分かりやすく整理するために第3条で列記しておりました取り組み内容及び役割分担を別表に変更しております。また、検討する取り組みの連携事業化や特別交付税による財政措置により迅速、柔軟に対応できるよう取り組み内容、役割分担の表記を総務省の連携中枢都市圏構想推進要綱の各役割に応じた取り組みの規定に準じたものに変更しております。取り組み項目として追加いたしましたものは、まず1、圏域全体の経済成長の牽引では、その他の項。2、高次の都市機能の集積・強化では、その他の項。3、圏域全体の生活関連機能サービスの向上、ア、生活機能の強化に係る政策分野では、介護の項、同じくイ、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野では、デジタルインフラ整備、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消及びその他の項、同じくウ、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野では、その他の項を追加しております。また、3、圏域全体の生活関連機能サービスの向上、ア、生活機能の強化に係る政策分野で取り組み内容の項を集約しております。施行日は令和7年4月1日であります。

よろしく御審議を賜り、原案どおり議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第１７ 議案第６０号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第17、議案第60号地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第60号地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

当条例は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う条ずれの改正を行うものであります。改正内容は、第1条で太子町監査委員に関する条例、第2条で昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例、第3条で太子町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例、以上の3条例につきまして、地方自治法から引用する条である「第243条の2の7」を「第243条の2の8」、「第243条の2の8」を「第243条の2の9」にまとめて改正するものであります。施行日は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に定める日からとしております。

慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第18 議案第61号 長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第18、議案第61号長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第61号長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

長寿祝い金は、高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに福祉の増進に寄与することを目的に、昭和46年の町民養老金支給制度の発足以来、幾度かの変遷を経まして現在の制度となっております。今回の改正は、社会情勢の変化に伴う必要性などを精査し、持続可能な町政運営も見据え、令和7年度以降の長寿祝い金の支給対象者を見直し、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第61号長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

現在の御長寿祝い金制度は、77歳の方に1万円、88歳の方に2万円、100歳に到達された方に10万円、100歳を超える方に毎年2万円を支給しております。令和4年度の平均寿命は男性81.05歳、女性87.09歳であり、条例制定時の昭和46年当時では男性70.17歳、女性75.58歳と男女ともに10歳以上延伸し長寿社会となっておるところでございます。平均寿命が延伸し長寿社会となりました現在、介護保険や後期高齢者医療保険など高齢者を対象とする扶助費、サービス給付費等が増加しております。今後の町の方針といたしまして、現金を一律に配る事業から国・県補助等を活用して必要なサービス、生活を守るサービスの給付を維持し転換していくことが必要であると考えております。そのため、このたび長寿祝い金のうち77歳と88歳、100歳を超える方への祝い金を廃止するもので、第2条、第3条、第4条を改正しております。また、「祝い金の支給日」につきまして、100歳に到達された方へは町長が対象の方に手渡しておりますが、必ずしも誕生日に支給できていないことから「誕生日以降とするもの」で第4条を改正しております。施行日は令和7年4月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさ

させていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 19 議案第 62 号 太子町重症心身障害者福祉年金条例を廃止する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第19、議案第62号太子町重症心身障害者福祉年金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第62号太子町重症心身障害者福祉年金条例を廃止する条例の制定について説明を申し上げます。

太子町重症心身障害者福祉年金につきましては、当該事業を開始した昭和47年当時、障害のある人への所得補填となる制度が不足していたことから、当該不足分を町の施策で補うことを目的として開始されたものであります。事業開始後からの年金、医療、福祉サービス等の拡充、近年増加、充実しております障害福祉サービス等給付費などの状況に鑑み、持続可能な町政運営も見据えまして当該事業を廃止することとし、太子町重症心身障害者福祉年金条例を廃止するものであります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第62号太子町重症心身障害者福祉年金条例を廃止する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

本条例の事業開始から今日に至るまでの約50年の間で障害のある人への国の法整備は急速に進展するとともに、社会情勢の変化の中で年金、医療、福祉サービス等が確実に拡充しております。そのような中、社会情勢の変化等に伴う必要性などを精査した結果、今後も増加が予想される障害福祉サービス等給付費による今後の町財政事情などを踏まえ、令和6年度の支給分をもって廃止することとしたものであります。重症心身障害者福祉年金の在り方につきましては各種団体等への説明及び意見聴取などを行ってまいりましたが、今後の町の方針といたしまして現金を一律に配る事業から国・県補助等を活用して必要なサービス、生活を守るサービスの給付を維持し転換していくことが必要と考えております。施行日は、令和6年度予算における最終支払い対象月が令和7年1月分となっていることから令和7年2月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 20 議案第 63 号 太子町工場立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第20、議案第63号太子町工場立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第63号太子町工場立地促進条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

令和6年3月、持続可能な経済成長につながる企業誘致を戦略的に推進することを目的に太子町企業誘致戦略を策定しております。今後、新たな企業の誘致や、それに伴う雇用の拡大等につなげるために奨励金の交付対象を従来の「新設のみ」から「増設」や「対象区域への移設」も含めた対象とすること、また雇用奨励金を新設することに伴い所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第63号太子町工場立地促進条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

現行の条例は、工場の新設に当たり都市計画法に掲げる工業地域で行われることと規定しており、対象となる事業者が限定的な特定の事業者に対する支援制度となっております。現在、都市計画道路揖保線の供用開始に合わせて沿線地区への企業誘致を考えており、地域産業への波及効果や安定した雇用拡大を展開していくことを念頭に、魅力ある事業者の当該地区をはじめ本町への進出等を促すため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容としましては、第2条において工場の新設の場合のみの対象から工場の「増設」と「移設」を加え、第3条では現行の「6年度間における各年度の固定資産税相当額の8分の1の額」の支援を見直し、「新設にあっては3年度間、増設又は移設にあっては2年度間における各年度の固定資産税相当額の2分の1に相当する額」を支援し、併せて雇用奨励金として交付対象従業員の数に20万円を乗じて得た額を支援し、2年度間において各年度奨励金の上限は1,000万円としております。第5条におきましては、工場の新設について、「その他工場立地が適当であると町長が認める地域」を加え、企業誘致施策としての支援の拡充を図るものであります。第8条におきましては、企業の適正な業務運営を行っていただくために、指定を取り消した者に対して奨励措置を行わず、または既に交付しました奨励金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる項目を追加しております。施行日は公布の日としておりますが、本条例施行前に新設、増設または移設の事業に着手している場合であって、令和6年度中の建築基準法による確認済証の交付がされている事業者につきましては対象とする経過措置を設けております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第21 議案第64号 太子町体育協会の名称変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第21、議案第64号太子町体育協会の名称変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第64号太子町体育協会の名称変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

当条例は、平成30年の公益財団法人日本体育協会から公益財団法人日本スポーツ協会への名称変更、令和4年の公益財団法人兵庫県体育協会から公益財団法人兵庫県スポーツ協会への改称を受けまして、令和6年度太子町体育協会総会におきまして「太子町体育協会」から「太子町スポーツ協会」へ名称を変更することが承認されたことを受けまして名称変更の改正を行うものであ

ります。改正内容は、第1条で太子町学校施設使用条例、第2条で太子町立公民館の設置及び管理に関する条例、第3条で太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例、第4条で太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の4つの条例につきまして、条例中の文言である「町体育協会」を「町スポーツ協会」にまとめて改正するものであります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第22 議案第65号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（松浦崇志） 日程第22、議案第65号太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第65号太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本町の水道料金は平成20年1月の改定以来、16年間据え置いている状況であります。この間、管路の老朽化や災害対策、物価上昇等による費用負担が増加する一方で、人口減少や節水機器の普及などによる給水量の減少が続き、資金の確保が喫緊の課題となっております。今後5年間に必要な事業資金を確保し、将来にわたって持続可能な事業運営を行うため、水道料金を改定するものであります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第65号太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

当条例改正は水道料金の改定であります。改正内容としまして第24条第1項第1号に規定いたします水道料の基本料金及び従量料金について、まず10立方メートルまでの基本料金を現行「900円」から「1,250円」に改め、次に1立方メートル当たりの従量料金について、10立方メートルを超え30立方メートルまでの分は現行「100円」を「135円」に、30立方メートルを超え50立方メートルまでの分は現行「105円」を「140円」に、50立方メートルを超え80立方メートルまでの分は現行「110円」を「150円」に、80立方メートルを超える分は現行「120円」を「160円」にそれぞれ改めるものでございます。料金改定によりまして年間約1億2,800万円の増収を見込んでおりまして、平均改定率にして36.35%であります。施行日は令和7年7月1日とし、7月以降の使用分から新料金が適用されるよう経過措置を設けております。

よろしく御審議を賜り、原案どおり御議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は12月2日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午前11時27分）